

令和4年門審第16号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年12月6日14時30分

大分県佐賀関港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	7.3トン	
登録長	13.38メートル	5.22メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	426キロワット	18キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部のやや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に操縦席を設け、レーダー及びGPSプロッターなどを装備したFRP製遊漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年12月6日06時00分大分県別府港の係留場所を発し、同県高島東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時20分釣り場に到着し、釣り客に遊漁を行わせた後、14時00分釣り場を発進して帰途に就き、14時25分半僅か前佐賀関港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から014度（真方位、以下同じ。）2.4海里の地点で、針路を270度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵により進行した。

a受審人は、波しぶきを上げて西行していたので、操舵室の横窓から顔が出せず、西日と海水飛沫で操舵室前面ガラスが白いすりガラスのようになり、作動するワイパーで拭き取られた前面ガラスの狭い部分だけで前方の見張りを行う状況下、14時27分西防波堤灯台から000.5度2.3海里の地点に達したとき、正船首1.0海里のところに、船首を右方に向けたBを視認でき、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、ワイパーが拭き取った部分か

ら少しでも広範囲の見張りができるように船首を左右に振るなど、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けずそのまま航行し、14時30分西防波堤灯台から337度2.5海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの右舷船尾部に後方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和63年6月に進水し、船体の後部に操舵スタンドを設けた一層型のFRP製釣り船で、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段が講じられていないまま、同日07時00分大分港の係留場所を発し、佐賀関港北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時45分釣り場に到着して漂泊しながら釣りを開始し、その後も釣果を求めて移動して釣りを続け、14時20分前示衝突地点付近で、機関を中立運転として船首を北西に向けて釣りを再開した。

b受審人は、14時27分前示衝突地点で、船首を315度に向けて漂泊しながら釣りを行っていたとき、右舷船尾45度1.0海里のところに、西行するAを初認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況を認めたが、Aが自船の船尾方を無難に航過するものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、14時30分僅か前至近に迫ったAに衝突の危険を感じて機関を前進に掛けたものの、効なく、Bは、船首が

315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部に破口等を生じ、Bは右舷船尾部に損壊等をそれぞれ生じたが、のち修理され、Bの同乗者2人が頸椎捻挫を負った。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される佐賀関港北西方沖合において、航行中のAと漂流中のBが衝突したものであるが、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、佐賀関港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、佐賀関港北西方沖合において、別府港の係留場所に向けて航行する場合、西日と海水飛沫で操舵室前面ガラスが白いすりガラスのようになり、作動するワイパーで拭き取られた前面ガラスの狭い部分だけで前方の見張りをを行う状況だから、前路の他船を見落とすことのないよう、ワイパーが拭き取った部分から少しでも広範囲の見張りができるように船首を左右に振るなど、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと

思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせたうえ、Bの同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、佐賀関港北西方沖合において、釣りを行いながら漂泊中、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況を認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aが自船の船尾方を無難に航過するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、同船と衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせたうえ、Bの同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月27日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄